

# 社会福祉法人清明会事業計画

## 1. 法人理念

「障害を持つ人も持たない人も共に生きる」福祉社会の実現のため、利用者一人ひとりに人間として生きる喜び、そして豊かな生活を保障できるよう、利用者の立場に立ち、法の理念に基づいたサービスの開拓と提供、地域社会に開かれたサービスの提供を法人運営の基本にする。

## 2. 事業

### (1) 施設運営

- ① 第一種社会福祉事業 障がい者支援施設「しらかば園」の運営  
定員 施設入所支援事業 77 名  
生活介護事業 94 名
- ② 第二種社会福祉事業 障がい者短期入所事業「しらかば園」の運営  
定員 4 名
- ③ 第二種社会福祉事業 障がい者生活援助事業  
「清明会共同生活支援事業部」の運営  
定員 10 名  
（「グリーンサム」 4 名）  
（「富士見町グループホーム」6 名）
- ④ 第二種社会福祉事業 特定相談支援事業  
「社会福祉法人清明会しらかば園」の運営
- ⑤ 第二種社会福祉事業 障がい者就労継続支援 A 型事業「Jumpin'」の運営  
定員 雇用型 10 名  
非雇用型 10 名
- ⑥ 公益事業 諏訪圏域障がい者就業・生活支援センター「すわ〜くらいふ」の運営

### (2) 各事業の見直し

- ① 障がい者支援施設「しらかば園」
  - ア 深刻な利用者の高齢重度化への対策として職員構成を中心に、生活棟の再編成を進めます。
  - イ 支援員・介助員の質的・量的確保と研修を進め、支援員・介助員の都合ではなく、利用者一人ひとりにあわせた丁寧な支援を実施します。
  - ウ 居室の増設、新たなグループホームの開設により、更に個室化を進めます。
  - エ 喀痰吸引、経管栄養等特定医療行為指定事業者としての機能を維持し活用します。  
現在のところ対象者はいないが、いつ喀痰吸引、経管栄養を日常的に必要な利用者がでてよいように、指定事業者としての機能整備（必要な職員研修等を推進）を進めます。

- オ 利用者それぞれの健康状態や身体状況に応じ、季節感のある、楽しい食事提供をします。
- カ 加齢により(平均年齢 56 歳最高齢 83 歳)、急激に変化する利用者の健康状態、身体状況を適確に把握し、確実に対処することで重症化を防ぎ、少しでも長く健康状態を保てるよう医務業務を推進します。
- キ 利用者の精神・身体機能の維持、増進を目的として、理学療法士、作業療法士、言語療法士、臨床心理士を非常勤配置し、定期的に利用者の状態把握、リハビリ実施・指導、カウンセリング等を行う。
- キ しらかば園内に保健委員会、車輛運行・整備委員会、身体拘束廃止委員会、感染対策委員会、権利擁護委員会、行事委員会、広報委員会、管理委員会、地域交流委員会、生活委員会を置き、それぞれに特化した分野毎にしらかば園の潜在的問題の検討、各分野の行事を計画立案、実施します。

## ② 障がい者短期入所事業「しらかば園」

- ア 生活介護(通所)利用者の包括支援センターとしての機能(オンデマンド利用)を維持します。
- イ 茅ノ木区内の契約住宅を活用して、地域住民の幅広いオンデマンド利用を共同生活支援事業部とともに検討します。

## ③ 障がい者生活援助事業「清明会共同生活支援事業部」

- ア グリーンサムの老朽化に伴いこれに替わる新たなホームを設置し、共同生活支援事業部の再編を進めます。
- イ 身体が動かなくなった利用者にも引き続きホームでの生活を保障できるように、物的、人的整備を進めます。

## ④ 特定相談支援事業「社会福祉法人清明会しらかば園」

- ア 引き続き、しらかば園の利用者を中心にして自己実現のためのサービス等利用計画継続支援します。
- イ 年々高まる地域からのニーズにも広く応えられるように組織体制の整備、強化を進めます。

## ⑤ 障がい者就労継続支援 A 型事業「Jumpin'」

- ア 今年度より納入義務の発生した消費税への対応を顧問会計事務所と連携して間違いなく、滞りなく行います。
- イ 新規事業種の強化と事業拡大を推進します。
  - ・昨年度設備整備をした非常用缶詰パン製造・販売事業の安定的稼働
  - ・法人の公益的取り組み(独居高齢者、障がい者等見守り・相談支援)の一環としての地元社協と協働による移動販売事業等検討、準備
  - ・新たな拠点整備(就業・生活支援センターとの共同)による就労移行支援事業等開始の検討

- ⑥ 諏訪圏域障がい者就業・生活支援センター「すわ〜くらいふ」
  - ア 利用者の利便性を考慮し、センターの移設を引き続き進めます。
  - イ 就業支援ワーカーの加配を検討します。
  - ウ 評価基準のランクアップを目指します。

(3) 適正な法人業務の推進

- ① しらかば園給食業務委託契約を初めとした外部委託契約を見直し適性を図ります。
- ② 改修、改築、備品購入手続き等の契約の適正な執行を行います。
- ③ 規定の整備  
昨年度の社会福祉法等の改定に合わせ、規定、契約書、重要事項説明書等の適正な表記変更、整備を進めます。
- ④ 法人役員、評議員等、法に則った適正な選任をします。

(4) 社会福祉充実計画の推進

清明会の現状を見直し、施設及び設備の充実、新規事業の開始を計画的に進めます。

3. 管理・運営

(1) 理事会

- ① 第1回定例理事会(5月)
  - ・事業報告及び決算報告の審議
  - ・福祉充実計画の審議
- ② 第2回定例理事会(7月)
  - ・中間業務執行状況報告
- ③ 第3回定例理事会(11月)
  - ・中間業務執行状況報告
- ④ 第4回定例理事会(3月)
  - ・次年度事業計画及び当初予算の審議
  - ・中間業務執行状況報告
- ⑤ 臨時理事会(随時)
  - ・審議の必要に応じ、随時開催

(2) 評議員会

- ① 第1回定例評議員会(6月)
  - ・事業報告及び決算報告の承認
  - ・福祉充実計画の承認
- ② 第2回定例評議員会(3月)
  - ・次年度事業計画及び当初予算の承認

- ③ 臨時評議員会(随時)
  - ・評議員会承認事項の必要に応じ随時開催

(3) 組織管理

- ① 各事業サービスをそれぞれ利用者に効果的、効率的に提供できるようにすることを第一に簡潔で機能的な組織整備をします
- ② 職員の適切な人事配置を図ります

(4) 人事管理

- ① 働き方改革に添った職員の勤怠管理を徹底します
- ② 人事考課制度による人事管理、給与制度を円滑に実施します。
- ③ 職員の健康管理、福利厚生の充実に努めます
- ④ 人材育成が急務、不可欠であることから必要な研修課題を整理し、そこに添った職員研修を計画的、積極的に実施します

(5) 財務管理

- ① 業務の効率化及びコスト削減を図ります
- ② 計画的な施設整備・改修等により施設経営を円滑に進めます
- ③ ホームページや機関紙を活用し、各事業運営の透明性を確保します。

(6) 処務管理

- ① 文書規定に基づいた文書管理及び保存に努めます
- ② 経理規定に基づいた適正な事務手続き(印鑑、通帳等)を実施します。

4. 情報公開・開示

- (1) ホームページを有効活用して、改正社会福祉法及び定款に基づいた情報公開を積極的に実施します。
- (2) 機関紙「しらかば」の充実に努めます(年3回発行予定)

5. 個人情報保護

- (1) 個人情報保護規定に基づいた個人情報保護を徹底します

6. 施設サービス点検調整委員会(オンブズマン)

- (1) 施設サービス、支援の適性チェックを主眼として、基本的に月1回のペースで利用者を中心に、保護者、職員他関係者等との面談を行い、評価検討して、理事長、施設長への報告、意見具申を行います。

(2) 依頼により法人内事故発生時の調査を行います。(苦情解決委員会との連携)

## 7. 苦情解決

(1) 苦情解決委員会規則に添って苦情受付を行い、迅速な円満可決を図ります。

## 8. 第三者評価事業及びリスクマネジメント

(1) しらかば園及びすわーくらいふの第三者評価を継続し、各事業の改善点やリスクを洗い出し、改善計画を策定、実施し、結果を開示します

(2) ヒヤリハットや事故報告を蓄積し、分析する事で事故の未然防止、支援・介助の改善を図ります  
ヒヤリハット事故の分析結果を積極的に公表します

## 9. 防災対策の推進

(1) 南海トラフ巨大地震、地球温暖化による異常気象による降雨土砂災害、風水害、火災、噴火、ミサイル等想定される災害発生時にも各事業がその機能を維持できるよう、確実に実効性のある BCP を作成する。

(3) 防災備品、非常食、非常用医薬品が非常時に活用できるよう、その維持管理を徹底する。

(文責:理事長 小口国之)